

健康保険・厚生年金保険の適用事業所

適用事業所とは

健康保険法・厚生年金保険法の規定では、「疾病の治療・助産その他の医療事業を行う事業所」で常時5人以上の従業員を雇用している事業所と、「法人で常時従業員を使用する事業所」は適用事業所と呼び、その事業所に雇用されている従業員は、事業主及び従業員の意思のいかんにかかわらず協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）と厚生年金保険に加入することが法律で義務づけられています。

このため、「常時従業員を5人以上使用する事業所」と「個人事業所から法人事業所になったとき」は社会保険の適用事務所となり、従業員は協会けんぽと厚生年金保険への加入手続が必要となるわけです。

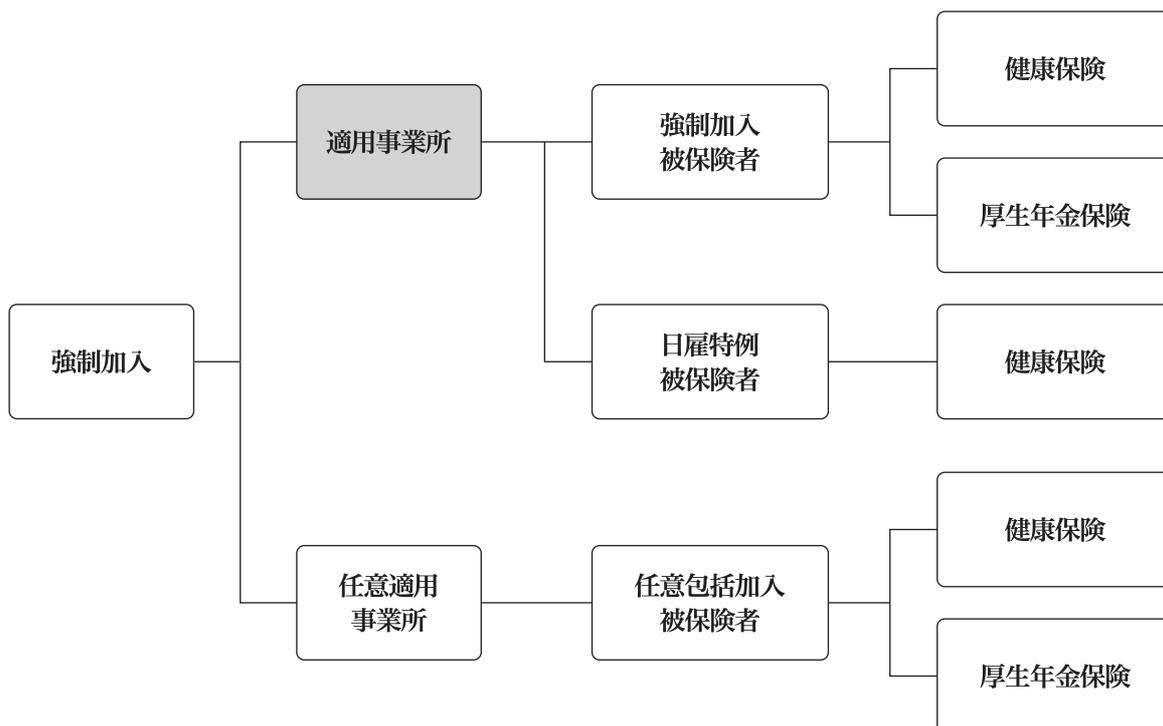
このことは、歯科医師国保組合に加入している歯科医院の従業員についても全く同じで、国保組合を離脱して協会けんぽと厚生年金保険の被保険者にならなければなりません。

適用事業所は健康保険に強制加入

健康保険の適用事業所には、加入を強制される適用事業所と任意適用事業所の二つの種類があります。この適用事業所に働く者は健康保険の被保険者となることが義務づけられています。

○任意適用事業所

適用事業所から除外されている事業所（5人未満の従業員を使用している事業所等）に対して、その事業主が、雇用している従業員の2分の1以上の同意を得て、年金事務所に申請して、許可を受けた事業所を任意適用事業所とといいます。なお、事業主は社会保険に加入できません。

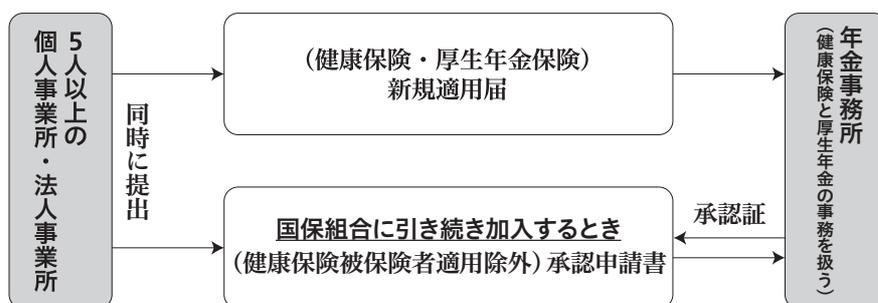


健康保険・厚生年金保険の新規適用届

従業員を5人以上雇用している個人事業所と、医療法人格を有する事業所に働く従業員は、協会けんぽと厚生年金保険に加入することが義務づけられています。

手続は、事業所の所在地を管轄する年金事務所に出向き「協会けんぽと厚生年金保険」の新規適用届を行います。なお、引き続き国保組合に継続して加入するのであれば、「協会けんぽの適用除外承認申請」の手続をあわせて行います。ただし、厚生年金保険の適用は除外されません。

■申請手続のしかた



※市町村役場の窓口で国民年金の被保険者種別を変更(1号→2号)する。

社会保険の適用除外事業所の説明会

年金事務所が毎月1回説明会を開催しているので、説明を受けてから手続を行います。

手続に必要な届書等

(1) 所轄の年金事務所へ出向き、次の届出書類を求める。

- ①健康保険・厚生年金保険新規適用届(その1)、(その2)
- ②新規加入事業所状況届
- ③保険料預金口座振替依頼書

(2) その他必要な書類

- ①健康保険・厚生年金資格取得届^(※1)
- ②健康保険被保険者適用除外承認申請書^(※1)
- ③被扶養者届(従業員に被扶養者がいる場合)
- ④事業主の住民票謄本(法人の場合は法人登記簿謄本)
- ⑤市町村長発行の開業証明又は医療機関の開設届
- ⑥就業規則
- ⑦給与規程

(※1) 継続して国保組合に加入する場合は①、②の用紙は国保組合にあります。

(3) 手続時に持参する書類

- ①出勤簿
- ②貸金台帳
- ③給与所得税源泉徴収領収証書(直近のもの)
- ④現金出納簿
- ⑤労働者名簿と事業所名称ゴム印(横印)

※従業員を新規に採用したとき、又は退職したときは5日以内に社会保険事務所に届出を行います。

お問い合わせ先 詳しい内容は、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

【前橋】 前橋市国領町 2-19-12 ☎ 027-231-1707

【太田】 太田市小舞木町 262 ☎ 0276-49-3713

【高崎】 高崎市栄町 10-1 ☎ 027-322-7732

【渋川】 渋川市石原 143-7 ☎ 0279-22-1608

【桐生】 桐生市錦町 2-11-19 ☎ 0277-44-2313

協会けんぽの適用除外と加入手続

従業員 5 人以上の個人事業所と法人事業所の従業員は、管轄の年金事務所で「健康保険の適用除外承認」を受けてから歯科医師国保組合へ加入することになります。

手続の前に、国保組合で次の書類を求めてください（2 枚つづりになっています）。

- ①健康保険被保険者適用除外承認申請書
- ②厚生年金保険被保険者資格取得届

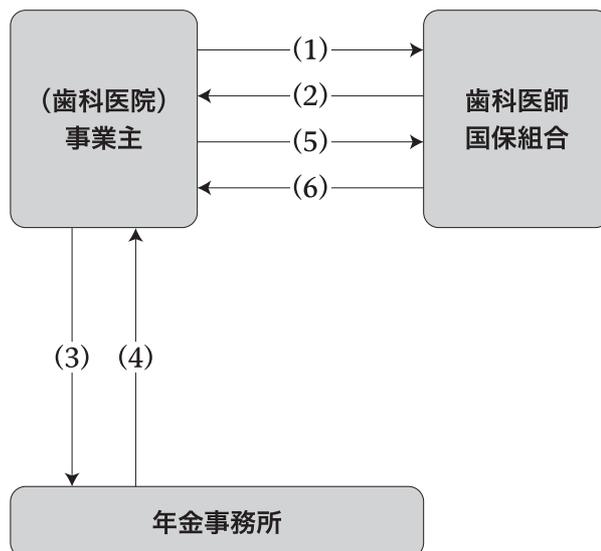
手続は次の (1)～(6) の順序となります。

- (1) 申請書に従業員となる者の必要事項を記入し、1 枚目の①と「国民健康保険被保険者資格取得届」を国保組合に提出してください。

※従業員が年金受給者の場合は、厚生年金保険への加入手続は必要ないので①の手続のみ行ってください。

- (2) 国保組合は記載された従業員が加入者たることを証明して返送します。
- (3) 事業主は残りの②の書類とあわせて年金事務所に提出してください。
- (4) 年金事務所が適用除外承認証を交付します。
- (5) (4) の適用除外承認証の（写）を国保組合に提出してください。
- (6) 国保組合は被保険者証を交付します。

※ (5) の適用除外承認証の（写）は FAX 送信も可能です。（写しは年金事務所の受付印があるもの）
FAX027-212-2282



注意事項：届出は 5 日以内に！

従業員を雇用した場合は、そのつど年金事務所へ適用除外承認申請をすることになります。なお申請書は、採用日から年金事務所へ **5 日以内**に届出てください。5 日を超えると年金事務所で受理されませんので、迅速な申請をお願いします。

※個人診療所から医療法人に変わると、お手元の被保険者証番号が変わりますので届出をしてください。被保険者証番号は、6 ケタ数字になります。

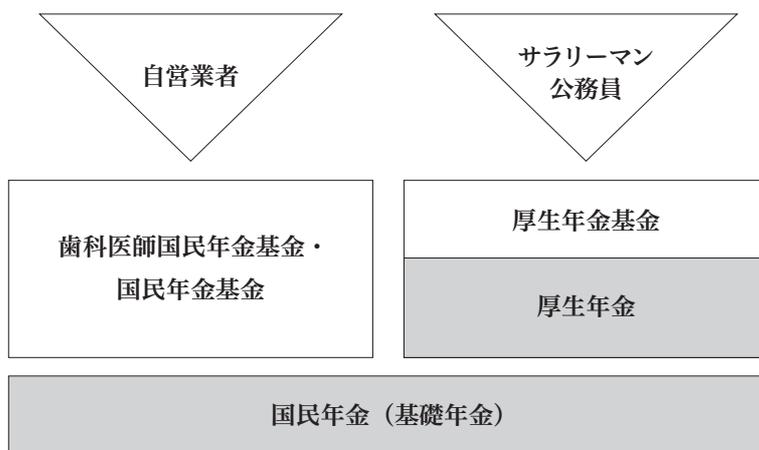
(例) 記号 番号
 群歯 12 - 100101 6 ケタ

※個人診療所から医療法人になったとき、歯科医師国民年金基金に加入している人は、基金の脱退手続きが必要です。

★年金事務所に「適用事業所全喪届」を提出したときは、必ず国保組合にも全喪届（写）を提出してください。

公的年金制度のしくみ

公的年金制度は、1985（昭和 60）年の制度改定を経て、現在は 20 歳以上 60 歳未満の国内在住者が加入する「国民年金」が制度の基礎部分となっています。年金制度全体を建物に例えるなら、国民年金は 1 階部分に相当し、その上に主にサラリーマン・船員・公務員・教員などが加入する「厚生年金」は 2 階部分として基礎部分に加算されます。さらに、基礎年金の上乗せとして、厚生年金基金制度があります。また自営業者等の基礎年金の上乗せとしては、国民年金基金制度があります。



※基金とは国民年金に上乗せして、より大きな年金給付を行うことを目的につくられた制度です。

【国民年金の種別】

国民年金の加入者の種別は次の 3 つに分かれています。

第 1 号被保険者→農林漁業や自営業などに従事する人及び学生（20 歳～ 59 歳）

第 2 号被保険者→厚生年金又は共済組合に加入している人

第 3 号被保険者→第 2 号被保険者に扶養される配偶者（被扶養配偶者）（20 歳～ 59 歳）

【就職・退職したときの種別変更の手続】

次のようなときは国民年金の種別が変更になるため、手続が必要となります。

	本人	被扶養配偶者
本人が就職して厚生年金または共済組合の加入者になったとき	第 1 号被保険者 →第 2 号被保険者	第 1 号被保険者 →第 3 号被保険者
本人が退職して厚生年金または共済組合の加入者でなくなったとき	第 2 号被保険者 →第 1 号被保険者	第 3 号被保険者 →第 1 号被保険者